

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ナイジェリア	クロスリバー州及びアクラ・イボム州地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	クロスリバー州及びアクラ・イボム州地方電化計画を実施するために必要な役割の供与 1. 機材及びその運搬に必要な役割の供与 2. 車両及びその運搬に必要な役割の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役割の供与 4. 上記1.の機材の操作指導に必要な役割の供与	932,000千円 H19.3.31まで	H18.6.21 アブジャ で (同日)	日本側 田中映男在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 ライエル・イモケ電力鉄鋼大臣	H18.7.6 399号
ナイジェリア	小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文	小学校建設計画を実施するために必要な役割の供与 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役割の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役割の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役割の供与	854,000千円 H19.3.31まで	H18.7.20 アブジャ で (同日)	日本側 田中映男在ナイジェリア大使 ナイジェリア側 オビアグワ・エゼクラエシリ教育大臣	H18.8.1 454号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。